



 発行
 新 鴻 県

 第 73 号

 平成25年9月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1093 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1094 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 1095 道路の区域変更(道路管理課)
- 1096 道路の供用開始(道路管理課)
- 1097 道路の区域変更(道路管理課)
- 1098 道路の供用開始(道路管理課)
- 1099 道路の区域変更(道路管理課)
- 1100 道路の供用開始(道路管理課)
- 1101 道路の区域変更(道路管理課)
- 1102 道路の供用開始(道路管理課)
- 1103 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1104 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1105 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)

告示

◎新潟県告示第1093号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サ ービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
重度訪問介護	介護サービスセンター	村上市山居町2丁目5番44号	株式会社慎鍋	平成25年
	まなべ			8月31日

◎新潟県告示第1094号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
放課後等デイサービ	らいふ・すていしょん	三条市柳沢393番地	社会福祉法人ひめさゆり	平成25年
			福祉会	9月1日

◎新潟県告示第1095号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市金屋字柳島 3191 番 35 から	新	6.5~16.4メートル	300.1メートル
同市荒川縁新田字儀平松1101番1まで	旧	7.0~11.5メートル	299.4メートル

◎新潟県告示第1096号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間

村上市金屋字柳島3191番35から同市荒川縁新田字儀平松1101番1まで

3 供用開始の期日 平成25年9月17日

◎新潟県告示第1097号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名長岡和島線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長
		新	(A) 7.	4~8	3.4メ	- F	ルル	261. 5メー	トル
長岡市小島谷字分田 3413			(B) 6.	4~8	3.4メ	: — }	ルル	261.8メー	トル
同市島崎字浦反甫458番	しまで								
		旧	7.4~	8.4	メー	トル		261. 5メー	トル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1098号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡和島線
- 2 供用開始の区間

長岡市小島谷字分田3413番1から同市島崎字浦反甫458番1まで

3 供用開始の期日 平成25年9月17日

◎新潟県告示第1099号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
南魚沼市西泉田字沖3番5	から			
同市坂戸字町浦888番1ま~	C	新	(A) 6.0~18.0メートル	1,764.9メートル
南魚沼市東泉田字赤谷内49	15番2から	材	(=)	
同市坂戸字町浦888番1ま~	C		(B) 16. 0~40. 5メートル	1,525.0メートル
南魚沼市西泉田字沖3番5	から			
同市坂戸字町浦888番1まで	C	旧	6.0~34.8メートル	1,882.7メートル

- 備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
 - 2 路線の重用
 - 一部区間県道六日町停車場線及び県道大月六日町線と重用

◎新潟県告示第1100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間

南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から同市坂戸字町浦888番1まで

3 供用開始の期日 平成25年9月18日

◎新潟県告示第1101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 大月六日町線

3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地	りの	幅	員	延	長
南魚沼市東泉田字前島 585	番3から							
		新	9.0~40). 5メー	トル	/	1,945.1メ	ートル
同市六日町字屋敷1799番10	まで							
南魚沼市東泉田字前島 585	番3から							
		旧	5.8~20). 2メー	-トル	,	1,898.5メー	ートル
同市六日町字屋敷2066番ま	で							

備考1 路線の終点を変更する区域変更

- 2 路線の重用
 - 一部区間一般国道291号及び県道六日町停車場線と重用

◎新潟県告示第1102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大月六日町線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市東泉田字前島585番3から同市六日町字屋敷1799番10まで

3 供用開始の期日 平成25年9月18日

◎新潟県告示第1103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
早水(1)地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
境地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
亀田地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
早水(2)地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
早水沢(1)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流
早水沢(2)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流
早水(1)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流
早水(2)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流

早水(3)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流
---------	-------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
早水(1)地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
境地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
亀田地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
早水(2)地区	三条市早水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
早水沢(1)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流
早水(1)地区	三条市早水	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年9月17日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 糸魚川都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・1号 糸魚川停車場線
 - 3・4・5号 南通り線
 - 3・4・16号 青海川線
 - 3 · 5 · 20号 青海駅大沢線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・1号 糸魚川停車場線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

糸魚川市大町一丁目及び大町二丁目の各一部

(2) 3・4・5号 南通り線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

糸魚川市上刈一丁目、上刈二丁目、上刈三丁目、清崎、一の宮二丁目、一の宮三丁目、一の宮四丁目、一の宮五丁目、蓮台寺一丁目、蓮台寺二丁目、京ヶ峰一丁目、京ヶ峰二丁目、南押上一丁目及び南押上三丁目の各一部

- (3) 3・4・16号 青海川線
 - ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

糸魚川市大字青海字馬新田、字金十郎谷内及び字石垣の一部

- (4) 3・5・20号 青海駅大沢線
 - ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

糸魚川市大字青海字於瀬戸、字殿谷内、字石垣、字金十郎谷内、字石曾根、字クルヒ立前、字クルヒ 立、字谷内、字大沢、字下ケロ、字西角地及び字大沢向の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 平成25年9月17日 至 平成25年10月1日
 - (2) 場所
 - ア 糸魚川市南押上1丁目15番1号(〒941-0052)

糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

イ 糸魚川市一の宮1丁目2番5号(〒941-8501)

糸魚川市産業部都市整備課

- 4 その他
 - この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。